

報告第7号

自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年5月22日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 4 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 10 日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 381,513円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として381,513円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 宮城県
個人

4 事故の概要

令和 5 年 3 月 24 日午後 1 時 10 分頃、花泉町金沢字内ノ目地内において、総務部財政課の職員が公用車で国道 342 号を走行中、前方不注意によりハンドル操作を誤り、中央線を越えて対向車線に進入したため、対向してきた相手方の車両右側面に接触し、相手方に車両破損の損害と頸部痛のけがを負わせた。

5 市の過失割合 100パーセント

報告第8号

道路の管理に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年5月22日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年5月12日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 43,538円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として43,538円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市大東町
個人

4 事故の概要

令和5年4月13日午後0時30分頃、大東町大原字杉ヶ崎地内において、相手方車両が市道牧田萱刈場線から市道勝善杉ヶ崎線に左折するため側溝部分を通じた際、鋼製の側溝蓋が跳ね上がり、車両底部を破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント

報告第9号

一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年5月22日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

一関市長 佐藤善仁

一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（保育の内容） 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	（保育の内容） 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。
備考 改正部分は、下線部分である。	

（一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（特定教育・保育の取扱方針） 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身	（特定教育・保育の取扱方針） 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身

の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 [略]

（特定地域型保育の取扱方針）

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 [略]

（特定地域型保育の取扱方針）

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

備考 改正部分は、下線部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

報告第10号

一関市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第8号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年5月22日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第8号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

一関市長 佐藤善仁

一関市市税条例の一部を改正する条例

一関市市税条例（平成17年一関市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第47条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式_____による納入書によって納入しなければならない。</p>	<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第47条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式による納入書により納入しなければならない。</p>
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第49条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式_____による納付書に</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第49条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書に</p>

より納付しなければならない。

2～4 [略]

5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。

6～16 [略]

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第51条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の通知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割

より納付しなければならない。

2～4 [略]

5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 [略]

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第51条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には_____、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割

合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第66条の2 [略]

2～10 [略]

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを

合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第66条の2 [略]

2～10 [略]

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを

証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) [略]

12 [略]

(たばこ税の申告納付の手続)

第93条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第91条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第91条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 [略]

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第96条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を

証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) [略]

13 [略]

(たばこ税の申告納付の手続)

第93条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第91条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第91条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 [略]

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第96条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を

提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式_____による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第96条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式_____による納付書によって納付しなければならない。

2 [略]

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びそのときまでに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 [略]

提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第96条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

2 [略]

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びそのときまでに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 [略]

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2 [略]

3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。

8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。

9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。

10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条_____」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2 [略]

3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。

8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。

9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。

10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

- 12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 13 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 14 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 15 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 16 [略]
- 17 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第77条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 [略]
2～4 [略]

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 [略]
2 [略]

- 12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 13 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 14 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 15 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 16 [略]
- 17 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 [略]
2～4 [略]

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 [略]
2 [略]

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第78条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分

の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分

の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア (イ)	3,900円	2,000円
第2号ア (ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア (ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア (イ)	3,900円	3,000円
第2号ア (ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア (ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車

_____（営業用の乗用のものに限る。）に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分_____の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句_____とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分_____

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第79条の規定の適用については_____

_____、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第79条の規定の適用については_____

_____、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号_____

の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の

指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の

市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [略]

市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の一関市市税条例（次条第2項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割について

は、なお従前の例による。

報告第 10 号 参考資料

一関市市税条例の改正概要

一関市市税条例の一部改正			
税目	条項 (改正前)	改正理由・内容	施行期日
市民税	【個人市民税】 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限の3年間延長など		
	【法人市民税】 法人市民税の納付に係る納付書様式の追加		
	【固定資産税】 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の特例措置の新設に伴う特例割合の規定など		
	【軽自動車税】 種別割のグリーン化特例の適用期限の3年間延長など		
	【市たばこ税】 市たばこ税の納付に係る納付書様式の追加		
市民税	第47条 (給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)	給与所得に係る特別徴収税額の納入に関し、地方税法施行規則において様式が新設されたことに伴い、引用様式の追加及び文言の整理をするもの	令和5年4月1日
	第49条 (法人の市民税の申告納付)	法人市民税の申告納付に関し、地方税法施行規則において様式が新設されたことに伴い、引用様式の追加及び文言の整理をするもの	
	第51条 (法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)	法人市民税に係る不足税額の納付の手続きに関し、地方税法施行規則において様式が新設されたことに伴い、引用様式の追加及び文言の整理をするもの	
固定資産税	第66条の2 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	新築の日から20年以上を経過したマンションであつて地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションの区分所有に係る家屋の固定資産税について、同項に規定する減額の適用を受けようとする場合の手続を定めるとともに、引用条項を整理するもの	
市たばこ税	第93条 (たばこ税の申告納付の手続)	市たばこ税の申告納付の手続に関し、地方税法施行規則において納付書の様式が新設されたことに伴い、引用様式を追加するもの	
	第96条 (たばこ税に係る不足税額等の納付手続)	市たばこ税に係る不足税額等の納付手続に関し、地方税法施行規則において納付書の様式が新設されたことに伴い、引用様式を追加するもの	
市民税	附則第8条 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)	肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の額を免除する市民税の課税の特例の適用期限を、3年間延長し、令和9年度までとするもの	

固定資産税	附則第10条（読替規定）	<p>地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）による改正前の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等が市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に従って取得した先端設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（令和4年度末が適用期限）について、新たな特例制度が措置されたことに伴い、地方税法附則第64条が削除されたことから、引用条項から同条を削除するもの</p> <p>○ 令和5年4月1日からの特例措置（地方税法附則第15条第45項に規定）</p> <p>【対象資産】</p> <p>中小事業者等が市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した生産性向上に資する一定の機械装置等（構築物、事業用家屋は対象外）</p> <p>【特例率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1/2（最初の3年度分） ・ 賃上げ目標を盛り込んだ先端設備等導入計画に基づく設備投資の場合 1/3（最初の5年度分※） <p>※ 令和6年度中に資産を取得した場合は、最初の4年度分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用要件</th> <th>設備の取得時期</th> <th>減免期間</th> <th>特例率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先端設備等導入計画</td> <td>R5.4.1～R7.3.31</td> <td>3年間</td> <td>1/2（1/2に軽減）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">先端設備等導入計画及び賃上げ方針策定・表明</td> <td>R5.4.1～R6.3.31</td> <td>5年間</td> <td>1/3（1/3に軽減）</td> </tr> <tr> <td>R6.4.1～R7.3.31</td> <td>4年間</td> <td>1/3（1/3に軽減）</td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用期間】</p> <p>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間）</p>	適用要件	設備の取得時期	減免期間	特例率	先端設備等導入計画	R5.4.1～R7.3.31	3年間	1/2（1/2に軽減）	先端設備等導入計画及び賃上げ方針策定・表明	R5.4.1～R6.3.31	5年間	1/3（1/3に軽減）	R6.4.1～R7.3.31	4年間	1/3（1/3に軽減）
	適用要件	設備の取得時期	減免期間	特例率													
先端設備等導入計画	R5.4.1～R7.3.31	3年間	1/2（1/2に軽減）														
先端設備等導入計画及び賃上げ方針策定・表明	R5.4.1～R6.3.31	5年間	1/3（1/3に軽減）														
	R6.4.1～R7.3.31	4年間	1/3（1/3に軽減）														
	附則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法の改正に伴い、引用条項を整理するもの ・ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の特例措置の新設に伴い、地方税法附則第15条の9の3に規定する条例で定める割合を規定するもの（第17項） 															
軽自動車税	附則第15条の2（軽自動車税の環境性能割の非課税） 附則第15条の2の2（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）	<p>令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用の3輪以上の軽自動車であって、乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置（以下「臨時的軽減措置」という）の終了に伴い、附則第15条の2を削除するもの。</p> <p>併せて、附則第15条の2の2を附則第15条の2へ繰り上げるもの</p>															
	附則第15条の6（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）	<p>臨時的軽減措置の終了に伴い、第3項の規定を削除するもの</p>															

	附則第16条（軽自動車税の種別割の税率の特例）	低炭素社会の実現や地域における環境対策のため、より燃費性能等の優れた自動車の普及を促進する観点から、新車（3輪以上の軽自動車）に係る軽自動車税種別割の税率を燃費性能に応じて軽減する特例措置（種別割のグリーン化特例）の適用期限を3年間延長するもの
	附則第16条の2（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）	附則第16条の改正に伴い、引用条項を整理するもの
市民税	附則第17条の2（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置の適用期限を、3年間延長し、令和8年度までとするもの

議案第33号

一関市市有林管理条例の一部を改正する条例の制定について

一関市市有林管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年5月22日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市市有林管理条例の一部を改正する条例

一関市市有林管理条例（平成19年一関市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第11条 審議会の庶務は、農林部 <u>農地林務課</u> において処理する。	(庶務) 第11条 審議会の庶務は、農林部 <u>林政推進課</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。